

委第 1 号議案

つくば市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 19 日

提出者 議会運営委員長 塩田 尚

つくば市議会会議規則の一部を改正する規則

つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第87条中「及び議員の携帯電話」を「並びに議員の携帯電話及びパーソナルコンピュータ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

議場での議員のパソコン使用を可能とするため、この規則の必要事項の改正を行うもの。

つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第 1 号）新旧対照表

改正後	改正前
第 1 条—第 8 6 条 （略） （情報通信端末機の持込み等） 第 8 7 条 議員は、情報通信端末機（議会が貸与するタブレット端末並びに議員の <u>携帯電話及びパーソナルコンピュータ</u> に限る。）を、迅速かつ正確な情報の収集 及び確認のため、議場内に持ち込み、会議に活用することができる。 第 8 8 条 （以下略）	第 1 条—第 8 6 条 （略） （情報通信端末機の持込み等） 第 8 7 条 議員は、情報通信端末機（議会が貸与するタブレット端末及び議員の携 <u>帯電話</u> に限る。）を、迅速かつ正確な情報の収集 及び確認のため、議場内に持ち込み、会議に活用することができる。 第 8 8 条 （以下略）